

計画策定の趣旨

我が国の経済発展に伴う大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、人々に便利で快適な生活をもたらす一方、天然資源の浪費と膨大な廃棄物の発生による最終処分場の逼迫や不法投棄、不適正処理等の深刻な社会問題を引き起こしています。

京都市では「京都市基本計画」に定める「環境共生型都市・京都」の実現に向け、平成15年度までに達成すべき数値目標とそれに向けて取り組む施策を定めた「京都市産業廃棄物処理指導計画」(以下、「旧計画」といいます。)を平成11年に策定し、これに基づいて「リサイクルガイドブック」などによる排出事業者への指導啓発や「環境パトロール隊」の発足などの施策に取り組んだ結果、旧計画に定めた数値目標は、全て達成の見込みとなっています。

一方、旧計画策定以降5年を経過し、この間、循環型社会の形成に関する基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」の制定を初めとする法体系の整備や環境問題に前向きに取り組む事業者の増加など産業廃棄物を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、行政全般については情報公開の拡大と市民参加の推進などの新たな動きが見られます。

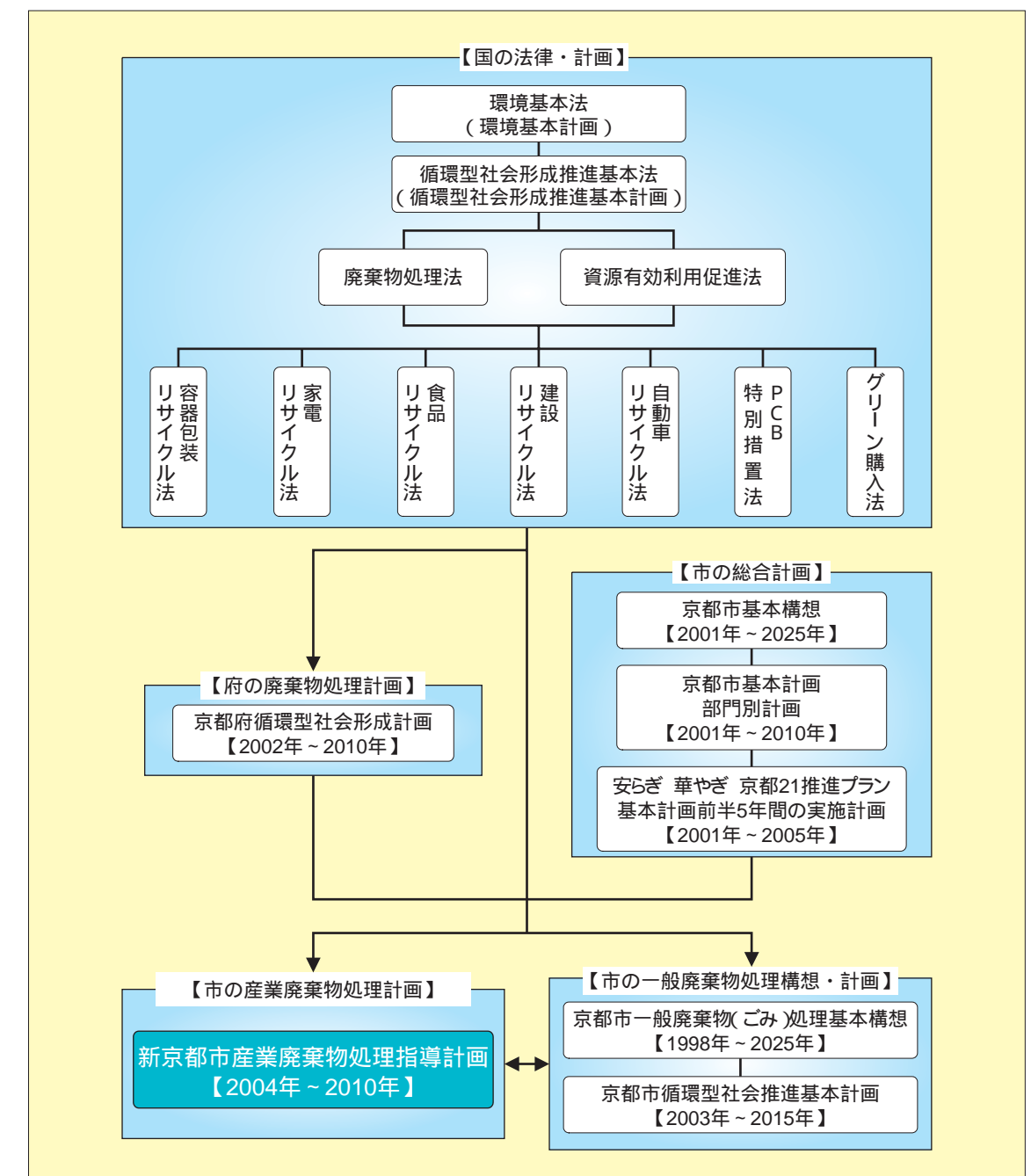
このような背景のもと京都市では、さらなるステップアップを図るため、従来の行政指導というスタイルから、事業者、処理業者、市民、行政が協働して取組を進める計画策定から進行管理、評価の各段階における情報公開と市民参加を推進する生産、流通、消費のそれぞれの段階において資源循環と環境負荷の低減を配慮するなど新たな視点を加え、新しい目標値や平成16年度以降に取り組む施策等について「新京都市産業廃棄物処理指導計画」(愛称：京のさんばい戦略21)を策定したものです。

計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法をはじめ、各個別リサイクル法等の趣旨を踏まえ、また、京都市の総合計画や先に策定された「京都府循環型社会形成計画(平成15年3月)」等と連携を図りながら、市域の実状に合わせたより具体的な施策を定めるもので、平成15年12月に策定した「京都市循環型社会推進基本計画(一般廃棄物処理基本計画)」とともに、廃棄物行政における車の両輪となるものです。



計画の位置付け	1
京都市の産業廃棄物の現状と課題	2
本計画の体系図	4
目標達成に向けた京都市の取組	
発生抑制と再生利用の推進	6
資源循環の「環」の拡大	8
適正処理の推進・不法投棄撲滅	10
社会意識の高揚	12
計画の円滑な推進のために	14
Q & A	15
資料 廃棄物とは	16
資料 産業廃棄物種類別・業種別の発生量等	17



【表紙挿絵】ハイ・ムーン氏(高月 紘 京都大学教授(京都大学環境保全センター長))作「環境漫画カレンダー2001」(日本環境保護国際交流会編集)より転載